

## 中流住宅の平面構成に関する研究

## 第7報 しつらい行動様式と生活作法

○正会員 川島 浩孝<sup>※4</sup> 同 青木 正夫<sup>※1</sup> 同 竹下 卓<sup>※2</sup> 同 磯貝 道義<sup>※3</sup>  
 同 友滑 貴和<sup>※3</sup> 同 宮崎 信行<sup>※4</sup> 同 岡 俊江<sup>※4</sup> 同 川崎 光敏<sup>※4</sup>  
 同 長崎 洋子<sup>※4</sup>

## はじめに

本報では、我が国の伝統的な住生活様式を「しつらい行動様式」と規定することにより、その関連で、生活作法、特に接客作法と、領域区分の行動規範をとらえ、住宅平面構成の原理を歴史的に考察するものである。また次報では、本報の考察とともに、明治以降中流住宅の平面構成原理の質的変化について論じる。

## ①

明治以来の家屋改良論においても、多くも指摘がなされていくことと、我が国の住宅あるいは住生活の特徴は、空間を自体に单一の機能を持たせることなく、無機能な空間を様々な目的に転用することであった。

「一体この御膳を入れる空間に膳を出でて飯を喫ふ、夜になると其膳を引いだ跡へ夜具を持ち来し數人へ人を囁かさうと云ふ遣り方、これは大に考へねばならぬ。詰まり一つの部屋を用ゐる目的が裏で居る客間にても用あれば、食堂とも用ゐる。又宿室にも用ゐると云ふ事で、此目的の裏で居ることに一つのもので都合よく間に合ひて行きは丈夫ほど結構などはないが、これは考へ物である。」

(建築雑誌明治36年 堀本謹)

つまり、機能に応じた空間を用意するのではなく、目的に応じて、様々な生活道具をしつらえることにより、機能を設定する、いわば「しつらい行動様式」とでも言はべき、住生活様式が、我が国における伝統的な住生活のパターンであったと言える。

ヒニ3で、この様な「しつらい行動様式」は、空間自体、住生活上の混亂を生じさせず性格を内包している。つまり、住宅全体に均一に置か難かしい、しかも日常的にはほとんど生活道具へ置かれられない状態では、例えば、どの部屋でも膳部を出して食事をすることができる、また布団を敷いて寝ることもできる。まさしく、空間は、あらゆる機能に転用されうるものである。この様なしつらい行動様式を持つ無秩序性を秩序づけるために、様々な住生活上の「生活作法(行動規

範)」が生まれた。機能に応じた空間を用意することにより住生活を秩序化する面倒の場合もあり、生活作法(行動規範)により、しつらい行動様式に一定の規範性を与え住生活を調和めた総体たらしめたのである。

この生活作法の中で、特に住宅平面構成を規定していたものは、接客作法であり、領域区分の行動規範であった。つまり、接客空間と家族内住生活空間の領域区分は、来客と家族がお互いに他の領域を侵さないという行動規範が前提として成立するものである。また近代以前の格式的接客作法は、接客空間において、身分的序列化を計るために空間といし、次の間を必要とした。

この様な視点ひとつことに、近代に入ってからの住宅平面構成の発展は、接客作法の簡略化を条件とした領域区分の行動規範を維持しつつ、家族内住生活空間の拡大要求を満たした過程であるといえることができる。具体的には「座敷直入り型」という新しいアクセス形態、そしてそれに伴う転用形式の統一間座敷の成立である。

## ② しつらい行動様式の概念規定

前項でも述べた様に、伝統的な日本の住宅の特徴は言うまでもなく、住宅全体に置き難きつめ、部屋と部屋との間は、襖や障子へ様な転用形を間仕切りで区切られていくことである。そして、様々な生活行為は、この置の上に、膳や布団等の生活道具を持ち出し、場を設定する。つまり機能を作ることにより行為が展開される。また一つの行為が完了すれば、使用された生活道具を片付けることにより、他の里な機能をつくることも可能である。

この様に、空間を自体には单一の機能を持たず、無機能な空間に目的に応じて、どの部屋も機能を設定する行動様式と、ヒニでは「しつらい行動様式」と規定する。例えれば、接客空間である座敷は来客に茶をもてたり談話の空間であるが、膳部を配置すれば、食事空間にしつらえうこともあります。そして夜になると、布団を用意して来客用の宿泊室にし

たらえらむ。

また、二の様なことは、室内装飾についても言える。例えば、座敷の内部仕様は、畳や敷かれ、建具に襖、障子を用い、床の間や造り棚が取り付けないといふ点では、ほとんどの住宅で共通しており、装飾的には、いわば「無」の状態によると見える。そして、床の間や造り棚に、来客の種類や季節に応じて、装飾道具を配置するなどによって、様々な装飾空間にしつらえられるのである。

ところで、このしつらいた行動様式を容易ならしめる環境条件としては、室空間が常にある程度、片付けられており、しかも簡単に場のしつらいやあるいは場の転換が可能であるということがある。室空間に家具が氾濫している状態では、生活道具を自由にしつらえることはできない。また、場の転換が、軽微に速やかに行われなければ、2種類の生活行為が重なることになり、住生活上の混乱を生じやすい。

この様な混乱を生じさせないためにには、まず生活機能の单纯化が条件となる。生活道具は持ち運びが容易であり、またその数も少ないとが必要である。伝統的な生活道具である箱膳、布団、座布団等は、この条件を満たしていると言える。次に、用意される生活道具に適応した充分な収納家具、収納空間が必要とされる。必要に応じて、収納空間（納戸、押入倉）や収納家具（タンス、水屋）から生活道具を持ち出し、場をしつらえ、行為が完了すれば再び収納するのである。

この様な環境条件は、現代住宅においては、むしろ、使われつつあると言える。生活の発展とともに耐久消費材の種類や數は増加し、持ち運びも容易でない家具も用いらる様になつた。そして、この家具の増加に適応して充分な収納空間を取らなければならないことが多い。生活道具は、常に空間にしつらえられているのである。この様な状況では、様々な生活道具をしつらえ、機能を設定することは容易ではない。しつらいた行動様式は退化しつつあると言える。この様な住宅の中で、座敷空間だけは、しつらいた行動様式をそなえる環境条件を保持していると言える。

現代住宅の今後の課題は、二の様にしつらいた行動様式を行わぬ新しい状態に到り、空間は固定的に使われているにもかかわらず、空間自体がこの様な

住生活上の変化に対応していないことにある。今後、精密調査が亟要である問題である。

### ③ 行動規範としての生活作法

前述したしつらいた行動様式の内容する無秩序性とは具体的にどの様なものがあるか。まずは一に、住宅の主たる居室部分全体に均質な座を設き、その上での座卓式生活に帰因するものである。均質な座仕上げ材、畳や板ばかりでは、例えば身分的序列化を明確にしにくい。身分を置にする者が同一の床に同じ様に着座することになるのである。封建的身分制のもとで、厳密な身分的序列化が確立された古代以前の住生活において、「座の作法」が生まれたのである。接客時の来客の格による着座の作法、また入り口の周りの着座の作法<sup>\*</sup>がそれである。

\* 農家住宅の炉ばたでは、家族各員の坐位置が厳密に規定されていた。例えば、戸主の座は、土間に面した上がり口から最も奥の「横座」とあり、主人から見て左が、家族内の女達の坐る「かか座」として右が「客座」である。<sup>\*</sup>

次に考えらる子のは、しつらいた行動様式が、生活道具の準備や片付けを前提として成立していることは無秩序性である。同一空間において、2種類の異なる生活行為が連続して行われる場合に、前行為の片付けが洋時間に速やかに行われなければ、行為の転換時に混乱が生じる。例えば食事の作法はこの様な混乱をさけたために生じたのではなかろう。食事は家族全員が打消し、これから一緒にせ合はれる。食事中の無駄な会話は禁止され、膳に向ひ精意誠意食事をしすみやかに食事を終えることが要求される。

そして最後の問題は、襖や障子等、軽微な間仕切り建具による空間分割方式に帰因するものである。この襖や障子という建具は、視線を遮るだけではなくても、隣室からの声や気配を感じとも。また簡単に襖を開け隣室に入り行くこともできる。この場合にも、ある一定の約束ごとにこの生活作法により、混乱しか持てないのである。例えば、接客時には、家族は奥の部屋で静かにし、接客空間へ出で来るのはならないといったことは武家における子供のしつけにも理われている。（次項事例参照。）

## 武家に於ける子供のしつけ（作法）

「客あらば奴僕はもちろん、犬猫の類にいたるまで叱ることあるべからず。おくび、くすめ、あくびなどすべからず、退屈の体なすべからずときびしく訓練せられたり。」

（ある明治人の記録  
　会津人岸五郎の遺書  
　石光真人編 昭和46年）

また、隣室での会話が聞こえている場合でも、襖で間仕切りされれば、当事者以外には会話は聞こえないという暗黙の了解が成立していることが、夏目漱石の「我が聲は猫である」に読みとれるという興味深い報告をなされている。<sup>\*2</sup> 襖や障子はもれ自身、既得ではない間仕切り道具ではあるが、隣室への間の襖が閉じられてるといっただけ、間仕切り壁と同じ様な空間分離性の効果を持ついたいところである。

この様に、一見無秩序な状態を組みやすいらしい行動様式を、様々な生活作法により秩序立て、住生活に於ける調和が保たれていたのである。

④ 格式的接客作法における「座」の意味

次に、接客作法も、らしい行動様式を秩序化する生活作法の一つであるという視点から、格式的接客作法における「座」の意味を考察する。

封壇的身分秩序が徹底して規定されていた古代以前の住宅において、接客空間内での身分的序列化の手法は、太田道太郎氏によれば、寝殿造では、柄敷の上に置かれた置の縁の色や文様により区別され、また中世から近世にかけて成立した書院造の接客空間では、上段、下段という様に床の高さによって身分の差が示されたと言わせて。<sup>\*3</sup> ところが、也世中下級武家住宅の接客空間である続主間座敷では、写真-1の事例の様に座敷

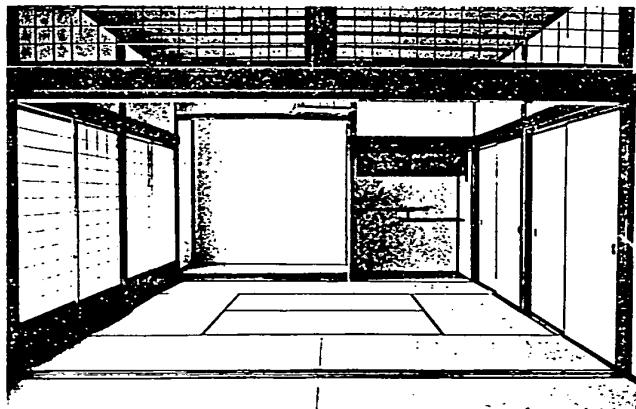


写真1 目加田家表座敷（中下級武家住宅）岩国市

と次の間の高低差が無い場合が多い。また床には均質に置かれたかひひため、客觀点に立つれば、室空間全体には、身分的差異を示す指標はない。しかも、らしい行動様式を取る以上、室内のどの位置でも座を設定できますし、自分の妻子子孫が隣り合わせで坐ることといった様な身分的混同はさらに生じやすい。この様な状況で、身分的序列化の標準となったものは、対面距離圧（太田道太郎氏は、この様な概念を住生活の限らず、人間関係全般に於いてと言え、対面距離と規定している<sup>\*4</sup>）であったと考えられる。対面の際の主人と来客のどちら座の間の距離の大小が身分の差を示す指標となっていたのである。これ対面距離圧を規準にし、身分に応じた接客時の座を設定させていたのである。

この対面距離圧は、下位者のえが厳守すべきものであり、上位者の許しか有り始め、それを容れることはできぬものであった。この様に、対面距離圧を上位者から緩めやすることが、逆に言ふと、親密度の表現にもなったわけである。

## ○主客應接（アルシドチャク）タイム

「上輩の師弟へ行く時は相の外にて常の如く跪ってきて拜禮し主人こなたへヒのたまふ時起ちて相の内へ入り前の如く敬禮すべし。還る時もまた前の如く拜禮し上座へ上座へ起きて起ち相を出でてまた正面へ向ひ拜禮して起ち退るべし。」

（小学教科書解説 高橋文次郎編 明治15年）

また、対面距離圧を決定する際の基点となったものが、床の間である。目安となつたものが、座敷と次の間の間の敷居であったと言えらる。例ええば、格式的接客作法では、床の間を基点に、身分に応じて座が明確に規定されている。現在も、厳格さは薄れていますものの、床の間に向つての上座、下座の観念は多少なりとも残っているといえます。そして敷居は、次の間に座を取った下位者が保つべき対面距離圧の限界を示していた。

「人の家に行きて比方へと進められても容易に進まず遠慮して室の入口などに座するは其家の人の迷惑にもなり、失禮に當るなり。凡て座敷の上座には床の前にして相のある方を主位とし、床に寄りたる方を脇座とすなり、されば其心掛けにて進めらるるまことに一度は辞すうとも適當の處に入るべし。若し他に寄ありて己より身分高き人なれば勿論其人の下座に座すべくなり、己より上寄たる場合には余り遠慮して下座の方に座れば後の人々の席なくて大に迷惑されしむるものなれば人々に會紙して上座に着くべきなり。己より身分高くヒも他に老人など有ら

ばまづ其の上なるものを上座に請すべし、殊に親族の會議の場合などよく之れに注意すべし。  
(せよれ法の禁 大谷貞子著 明治9年)

### 一 貴人の前へ出る禮

座禮の時は、三の間にて御間の様子とうかがひ知りて、躊躇して二の間の敷居の内へすみ入、平伏すべし。貴人近くへと仰あらば、右膝を少しうかめ、左膝をすり寄せ立て進み出、本間の敷居際の臺にて、左半足を引て其儘すわり、両手を兩膝頭の前に突、右左右と膝を引合せて、両手を膝の前へ双べ、静に頭を下げて、大指の上に、隼のあたるほどを、ようしとす。

(中略)

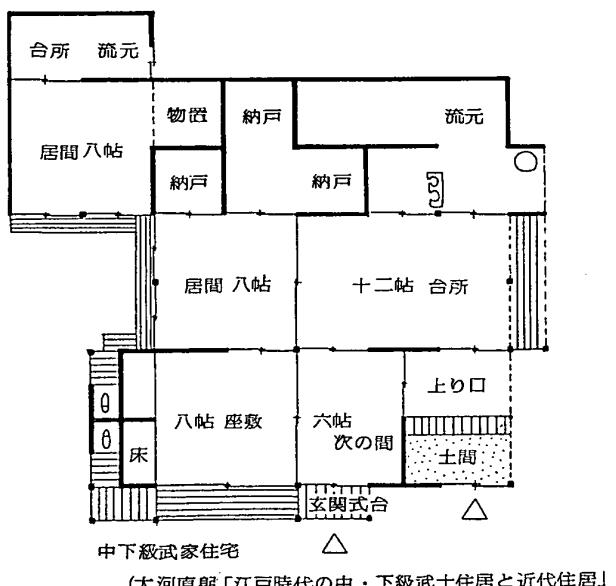
是は至極の敬ひの体なり、一段手軽く畢すには、次の間にて構えさうかがひ進み入り、膝の引合せを畢して、平伏すべし、其外はかはりなし。」  
(女鑑 明治24年1号)

敷居が対面距離の限界を示していたことは、上位者の許可か有つてせぬか、下位者は東屋を走越えらか」という接客作法に於いてよく現われている。といふ東屋を壇いにして、座敷側に入れる者と、次の間までしか入れない者が、身分差により区別されていた。この様に、対面距離の自安となった敷居と次の間が一時に亘り、身分的尊卑化を計る手段として用いられていた。この次の間の性格は、次報に於いて詳細に述べる。

封建的身分制の崩壊をみた近代以降の接客作法の変化の特徴は、この対面距離の相對的短縮に於て、次の間の接客作法上の機能が不明確になる過程にそなえてゆく。この間に關しては、次報で詳述する。

### ⑤ 住宅平面構成における領域区分の行動規範

図-1は、大河直躬氏「江戸時代の中・下級武士住居と近代住居」に掲載された江戸中期下級武家住宅の一例である。この住宅平面構成原理上の特徴は、接客空間としての座敷、次の間と、それ以外の家族内住生活室



間が明確に領域区分されていることである。<sup>\*5</sup>

何故、この様な構成原理を取りに至ったのかどうか。まだ考證されぬのが、周知のこととく、接客行為自身の封建的性質である。厳格な身分的序列化を必要とした武家社会における接客行為に於て、格式性を保持するためには接客空間を家族側から独立させた必要があったと考えられる。また接客の主体はあくまでも、仁の長としての主じあり、主人以外の家族ではなかったため、家族が接客時に接客空間に入ることは極力させられたものと思われる。

次に考證されるのが、家族内住生活空間における公私未分化な状態である。前述した様に、隣室の声や匂いや感じといったような軽微な間仕切りにより区分された空間では、眞の意味での私的行為は成立せず、逆に逆に家族の集まり部屋である他の間でも、本来私的であるはずの行為が行われていふと考えられる。図-1の事例の場合も、個室と思われる様な空間は存在していない。家族内住生活空間全体が、家族の公的であり、私的でもある空間なのである。この様な公私未分化の本態では、格式的接客行為との領域の混在は考證しなかつたであろう。

ところで、前述した様に、領域区分といつても、接客空間と家庭内住生活空間の境界は、裸で仕切らざるだせば、声一つ抜けたり、いかにも、しつらひ行動様式を行動様式とするため、接客空間に家族内の行為の場を設立することは可能である。

従つて、領域区分は、接客時や厳密な生活作法を前提として成立するものであり、その時始め、軽微な間仕切り道具が空間分離の本能をはたす。明治初期の作法書は、この様な接客時に家族が守るべき生活作法が、詳細に規定されている。

宿ある時は、假令、笑しまことありとも、洗して、笑ふこと勿れ。

宿ある時は他に可笑しま事ありとも容の前には勿論かけにても笑ふべからず是或は容の心を煩はすことあればなり  
兄弟争などを、なすべからず

(中略)

障ろ、襖などの透間よりのぞくべからず

(中略)

容の容態、言語等を評すべからず

(中略)

酒、又は、飯などの、出たる時は、洗して其室に入るべからず。

小兒は容有時其席に坐づ可からず然に食物の出たる時は惧む可し若し食物のある席に坐つるときは假令己えと欲せざるも自ら之を棄むに似て見告歎ものなり況や父母の退けと命するも尚去らざる者に於てきや(後略)

(小学作法教授者  
中野豊記、中津中 明治17年)

参考文献 \*1 柳田國男「火の音」 \*2 河野洋一「昭和36年度  
九大卒論 \*3 太田博夫郎「床の間」 \*4 多田道太郎「新しい日本の日本文化」 \*5 S57大会梗概 5055

\*1 九大教授 工博 \*2 同講師 \*3 同助手 \*4 同大学院生